

止水板設置補助金交付制度について（ご案内）

1. 制度の目的

この制度は、浸水した道路等から水が建築物内部へ浸入することを防ぐ「止水板」の設置等に必要な経費を補助することで、大雨による浸水被害の軽減を図ることを目的としています。

2. 止水板とは

玄関など建物の出入口や、水の浸入経路に取り付ける主に金属製の板のことを「止水板」といいます。大雨などにより道路等に浸水が発生した時、建物内部への水の浸入を防ぎます。また、人力で取外しが容易にできる特徴もあります。



【止水板の設置例】

3. 補助対象事業

- 止水板の購入・・・ 浸水に耐える丈夫な材質で、取外しや繰り返し使用が可能な商品として販売されているもの
- 設置工事・・・・・・ 止水板の設置を行う工事
- 関連工事・・・・・・ 止水板の止水効果を高めるために行う工事（外壁の防水工事，土間コンクリート打設工事）

4. 補助対象となる施設

福山市内における住居及び事務所等（建築基準法第2条第1号に規定する建築物）

5. 補助対象者

補助対象者は、建築物の所有者で止水板の設置等をされる方です。但し、次の事項に該当する方を除きます。

- ・ 関連工事のみ行う方
- ・ 市税，水道料金，下水道使用料，下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金を滞納している方
- ・ 販売を目的とした建築物等に止水板を設置される方
- ・ 暴力団，暴力団員等
- ・ 国，地方公共団体
- ・ その他管理者が不相当と認めた場合

6. 補助金額

止水板の購入，設置工事及び関連工事に必要な経費の合計額の2分の1に相当する額。なお，補助限度額は500,000円とし，1,000円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てます。

7. 補助金交付申請の方法

別紙『止水板補助金交付申請手続きの流れ』のとおり，申請手続きを行ってください。なお，「止水板設置補助金交付申請書」は，止水板の購入・設置を行う前に提出してください。

8. 注意事項

- ・ 補助金の交付を受けて設置した施設は，必ず一定期間存続させてください。なお，補助金の交付後，必要に応じて市の職員が施設の設置状況を現地で確認させていただく場合がありますので，ご了承ください。（一定期間：金属製18年，その他10年）
- ・ 補助を受けて設置した施設については，適切な維持管理に努めてください。特に，大雨が予測される場合は，事前に止水板の脱着を行い，浸水時に止水板が機能するかを点検するよう心がけてください。
- ・ 補助金の交付を受けて止水板の設置等を行ったことにより，補助金の交付を受けられた方又は第三者に事故，紛争等が生じてても市はいかなる責も負いません。また，止水板の設置等を行った後に建築物への浸水被害が発生した場合においても，市はいかなる責も負いません。
- ・ 補助金の交付を受けて止水板を設置した建築物又は建築物の存する土地を第三者に譲渡する場合は，譲渡を受ける方に上記の旨を必ず承継してください。

9. 窓口・お問い合わせ先

〒720-8526 広島県福山市古野上町15番25号
福山市上下水道局 お客さまサービス課 排水設備担当
(電話) 084-928-1532